

政府の特質に関する考察

田村 直彦

日本大学大学院総合社会情報研究科

A Study on the Nature of Government

TAMURA Naohiko

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

The purpose of this paper is to show the nature of government. I focus on James Q. Wilson's *Bureaucracy: What Government Agencies Do and Why They Do It* [1989].

This paper first discusses the differences between government agencies and private firms. The paper then studies the main feature of government. Last, the paper considers tasks and goals of government.

はじめに

本稿の目的は、ウィルソン (James Q. Wilson) の著作 (*Bureaucracy: What Government Agencies Do and Why They Do It*, 1989.) に焦点を合わせて、政府の特質を考察することである。

ウィルソンはこの著作の内容について、理論的なものではなく、実際的なものであり¹、記述的なものである²と述べている。モー (Terry M. Moe) はこのウィルソンの著作を次のように評価している。

「この著作において、エージェンシーを下から積み上げることから理解する、彼が呼ぶところの『現実に基づいた見方』で彼は自らの展望を構築している。そしてそれを発展させ、体系的に扱い、関連した主題に関する全般について詳述している。その主題は、(業務のような) 内部組織の最も根源的な基礎単位として彼が理解する事項から始まり、(管理のような) より大きな論点に移り、外部の政治支配、政治文化、制度の論点に至っている。その方法に沿って、彼は自らの展望を包括することから官僚制に関する膨大な量の記述をまとめ、意味あるものにしていく。

この著作はウィルソンだからこそ見事に完成でき

たものである。しかしながら、理論的な貢献として、この著作は特殊な性格をもっている。彼は実際、最初に理論構築には関心がなくむしろ既に知られたことをまとめることに関心があることを記述している。結果として、下からの積み上げによる展望は決して真正な理論として提示されることもなかったし、発展させることもなかった。この著作は自然ななりゆきで新しい題材が網羅されることで、充実したものとなっている。そして、最後までその論理構造は多少あいまいな部分を残している。更に、彼の全体に渡る強調点は主要な理論と思想の学派に関することよりもむしろ経験的な研究からの特別な発見に関することである³。」

このウィルソンの著作は、政府に関する現実に基づいた豊富な事例の記載と一般化した記述が交互に織り成されている。このことから、この著作が魅力的⁴と評されるのであろうと考えられる。

しかしながら、この著作の内容にはあいまいさがあるという、モーの指摘は留意しておく必要があると思われる。

なお、本稿においては、ウィルソンの政府の特徴に関する主に一般化した記述に着目して、考察を進

めることとする。

1 政府機関と民間企業

ウィルソンは政府機関の一例として免許登録事務所と民間企業の一例としてファースト・フードレストランを取り上げ、多少誇張して次のように比較している⁵。

事務所が業務を開始する時間には、免許の申請や更新手続を希望する多くの人々が建物の外で並んで待っている。事務所の中でも多くの人々が列をなして、手続きの順番を待っている。受付窓口は手続きの内容によって異なり、その表示が不明確なため申請等の手続きに来た人は長時間待ち、やっと列の先頭に来て自分の申請書を窓口へ提出したとき、はじめてその申請書を取扱う窓口は別の窓口であることを担当者に指摘され、正しい窓口の最後の列に、再び並び直すことが頻繁に発生する。来庁者は不機嫌なる。事務所の職員は事務処理に追われていて、無愛想に話をする。

ファースト・フードレストランで待っているお客の列は短く、すぐに自分の番になる。メニューはわかりやすく表示している。店員はいつもにこやかに丁寧である。注文した商品がなかった場合には、店員からしばらくの間、列の脇で待つように依頼され、商品ができあがると再び最前列でそれを購入することになる。店内は清潔で楽しい雰囲気である。

上記の2つの事例の違いについて、ウィルソンは次のように考察している⁶。一般に、官僚制は規則にしたがって運営されて、民間企業とは異なると指摘されている。しかしながら、民間企業も官僚制であり、そこで働く従業員の行為は同様に規則で定められている。また、両者の違いを、政府機関がどのように行動すると想定されているかという観点から説明されることがある。例えば、政府機関は予算を無駄使いしている、必要以上に職員を雇用している、新しい業務を次々と集中させているという見方である。しかしながら、こうした見方は事例や記録を確認すると、必ずしも妥当であるとはいえないのであ

る。

ウィルソンは続けて、以下のように主張している⁷。大きい、複雑である、または規則があるといった官僚制一般⁸のことを知ることだけでは不十分であり、政府官僚制についても理解することが必要である。すべての政府官僚制が同じ問題を抱えているわけではない。先の事例のような状態にある免許登録事務所もあれば、スムーズに業務が処理されている事務所もあるのである。しかしながら、個々の政府機関には共通に、民間企業を経営するよりもはるかに難しい運営をする傾向があるという特徴がみられる。その特徴は、公的機関からの制約である。この制約は、3つである。最初は、収入を私的に保持することや収入を組織の構成員に分配することができないことである。次に、組織の管理者の選好による生産要素の配分ができないことである。最後に、組織による選択でない目標を追求することである。これらの制約の大部分は立法府、裁判所、政治家、利益団体といった外部組織から規定される。このため、政府の運営は組織の業務内容ではなく、制約によって運営されやすいのである。

以上のように、ウィルソンは民間企業との比較により、外部からの制約があることを政府機関の特徴として指摘している。この制約のより一般的なものとして、ウィルソンは、行政手続法や情報自由法、全国環境政策法、プライバシー法などを例示している⁹。また、ウィルソンは大きな制約の事例として、議会在複数の政府機関に類似する業務を割り当てることを指摘している。これらの制約によって、政府の行動は次のようになるとウィルソンは主張する。まず、従わなければならない制約が増加することによって、その処理日数が増加する結果、政府行動に迅速さがなくなる。また、政府行動が首尾一貫しなくなることもある。例えば、情報公開と個人情報との調整である。更に、政府に対するさまざまな異なる要望や意見が増大することにより、その要望等が相互に調整され、政府の行動は抑制されやすくなるのである¹⁰。

このように、政府機関は外部からの制約によって影響を受ける。では、政府機関は主体的に行動することはないのであろうか。ハモンドとノット

(Thomas H. Hammond and Jack H. Knott) は、政府機関の監督に関する既存の文献の内容について、大きく次の 5 つに分類している¹¹。

- (1) 自律している
- (2) 議会の支配
- (3) 大統領の監督
- (4) 裁判所の制約
- (5) 上記機関の結合的な監督

まず、(1) は、次の 3 つの分野から発展してきている。第 1 は、大統領と議会が政府機関の政策に対して関心がないという見解である。第 2 は、政府機関には大統領や議会にはない専門的な知識があり、また、監督する側は政府機関の行動を監視することが難しいという情報の非対称性に関わる考え方である。第 3 は、複数のプリンシパルに関わる見方である。すなわち、大統領と議会に政府機関の行動に関心がありその情報をもつ場合であっても、政府機関は両者の利害を調整することによって、一定の自律性を確保しているという見解である。なお、ハモンドとノットは、ウィルソンの文献 (Wilson [1989] p. 237.) からその一例を引用している。

次に (2) は、(1) における議会の無関心による政府機関の自律性に関する見解への反論である。これは、監督の方法で 2 つに区分される。第 1 は、議会が政府機関を事後的に監督する見解である。第 2 は、事前の監督に関する見方である。

(3) は、大統領が政府機関に対して幅広い影響力を保持していることに、その監督の源泉としている。最初に、省庁の長の任命権限に基づく官職の監督である。次に、政府機関の予算要求に関する監督である。また、政府機関の政策に関して、議会の複数の委員会が関係するときに、それら各々の委員会の意見が異なる場合、大統領の影響力は議会の集団的な影響力よりも強くなる傾向がある。更に、議会が大統領の主体性を妨げる場合であっても、大統領は行政手続を通して影響力を行使することが可能であるとされる。

(4) は、政府機関に対する裁判所の強制力に着目するものであり、手続的なものと実態的なものに

区分される。前者は政府機関が意思決定をする際に、従わなければならない行政手続に焦点を合わせるものである。後者は、行政の意思決定が実態的な基盤によるものではなく、法令に基づいているかを裁判所が判断することである。

(5) は、大統領や議会による共同の監督が経験的に観察されていることである。

以上のように、必ずしも政府機関は受動的であり、主体的に行動することはないと見なされている訳ではないのである。

2 政府機関の特徴

ディキシット (Avinash K. Dixit) は、ウィルソンが描く政府機関の特徴を簡潔に次の 2 つにまとめている。

「(1) 政府官僚制は典型的に努力 (投入) と結果 (産出) が多次元に表されており、それぞれが不完全にしか観察されず、認証もされない。(2) 個々のエージェントは複数のプリンシパルに対応しており、これらのプリンシパルは同時にエージェントの決定に影響を与えようとしている¹²。」

そして、ディキシットは、この 2 つの特徴を理論的には「複数の任務を持つエージェント¹³」と「複数のプリンシパルを持つエージェント¹⁴」として整理している。

一方、ウィルソンが示す政府機関の特徴についてドウワトリポンら (Mathias Dewatripont, Ian Jewitt and Jean Tirole) は、5 項目にまとめている¹⁵。

本稿においては、次にドウワトリポンらの整理を中心に、政府機関の特徴を検討していく。

最初に、引き続き民間企業との比較を行なう。

(1) 政府機関と民間企業の違い

ア 経歴の関心の強さ

政府機関において、金銭的なインセンティブの役割は民間部門よりも限定されたものである¹⁶。公務員の関心事は出世に関することであろう。それは、

評判や将来の昇進昇格，退職後の天下りである¹⁷。

イ 多様な目標

民間企業の経営者は利潤最大化¹⁸に目標を設定するが，政府機関の目標は多数である。そして，これらの目標がエージェンシーである政府機関とそのプリンシパルとの間ではっきりと把握されていない場合がある¹⁹。

エージェンシーの主要な目標は明確であったり，あいまいであったりするが，その主要な目標は通常議論されることはない。例えば，「犯罪の防止」，「他国との良好な関係」などの目標である。しかしながら，エージェンシーが期待されていることは，主要な目標だけでなく，膨大な文脈上の目標（contextual goals）を処理することである。文脈上の目標とは，主要な目標以外に求められる状態の記述である。例えば，警察の第一の目的が「犯罪の防止」であっても，単に犯罪を防止し容疑者を逮捕するだけでなく，逮捕者の権利を守り，健康に留意しなければならないことである²⁰。

膨大な文脈上の目標と複数の政治的な制約は，政府機関の管理にいくつかの結果をもたらす。第1に管理者は産出よりも過程を気にするようになる。産出は不確実で後で議論になることが多いが，手続きは知られていて，直接的であり，法律や規則に規定されている。管理者にとって，目標の達成を説明することは難しいが，規則に従うことは容易である²¹。

第2に，エージェンシーに対する制約の複数性は，エージェンシーにおける潜在的な介入する力を高める。制約と文脈上の目標は外部からの要求の確認である。例えば，裁判所について考えてみよう。エージェンシーが手続き上の規則によって束縛されるのであるならば，その決定に影響を受ける者は裁判所で手続きの規則の適用が可能となる。規則は権利を与えるのである²²。

第3に，ほとんどの政府機関における管理では，公平が効率よりも重要となる。公平な対応は効率に関することよりも判断が容易である。例えば，疾病が防止されたかどうかよりも患者が同じ予防接種を受けたことの方が容易に言明し易いのである²³。

第4に，文脈上の目標が多く存在する場合，管理

者はリスクを避けるようになる。周辺的な業務で失敗をしないようにするためである²⁴。

第5は，エージェンシーでは規則を改定している。重要な文脈上の目標と制約によって法令違反とならないようにするためである。政府機関では，この傾向が強い²⁵。

第6は，類似の業務を処理する場合，政府機関は，民間部門よりも多くの管理者を必要とする。より多くの制約によって，管理者をより多く必要とするのである²⁶。

最後に，処理すべき文脈上の目標と強制が多くなるにつれて，エージェンシー内での裁量の権威がより上昇部に上がることになる。直接業務を処理している職員は，担当する業務そのものについては，上司よりもよく理解している。しかしながら，これらの目標が多くなり，複雑になるにつれて，権限が集中化の傾向を示すようになる²⁷。

また，目標の複数性に関しては，次の事項についても留意する必要がある。それは，利潤や費用と異なり，目標に対する成果の測定が難しいことである。例えば，「アメリカ合衆国の長期の安全と良好な状態」を推進させるという国務省の成果をどのようにして測定するのであろうか²⁸。

ウ 限定された自律性

このことは，政府機関における管理的な決定の自由度が民間企業の経営的決定よりも少ないことである²⁹。

政府機関にはさまざまな制約がある。そのため，政府機関では人の配置や資金の調達，機関の統廃合などの裁量が民間企業の場合に比べて限定されるのである³⁰。

エ 比較対象の欠如

経営者の成果を適切に評価することは容易なことではない。その成果の測定には，不完全性が伴うからである。この不完全性を軽減させる1つの方法は，特異なリスクと集計リスクを分離することである。特異なリスクとは，その経営者だけが直面するリスクである。集計リスクとは，条件が同じ状況で他の経営者が直面するリスクである。政府機関は独

占の立場にあることから、その成果を評価することは難しい。しかしながら、その活動のレベルに応じて、比較し評価する方法はあろう。最初に、類似の仕事をしている人の成果を比較する方法である。例えば、税金の徴収人の比較である。ただし、内国歳入庁（米国）全体の活動という高いレベルでは、国外の対象機関との比較になるであろう。次に、民間部門にある類似機関との比較である。例えば、病院や学校の場合に比較が可能となる。最後に、政府そのものの比較である。それは、自治体間の比較である³¹。

自治体間の比較に関連して、足による投票仮説（Tiebout [1956]）がある。この「足による投票とは、人々が各地方政府間を自由に移動することで、各地方政府が公共サービスの供給をめぐる競争し、結果として、資源の最適な配分が達成可能となるメカニズム³²」のことである。この仮説は以下の仮定が前提となっている。

「（１）消費者もしくは投票者は、自分の選好を最も満足させるコミュニティに自由に移ることができる。

（２）消費者もしくは投票者は、歳入および歳出に関する情報を十分にもっている。

（３）消費者もしくは投票者が居住を選べるよう、十分な数のコミュニティが存在している。

（４）雇用機会は、どのコミュニティに居住するのにかよって制約をうけることはない。

（５）公共サービスは、コミュニティ間に外部経済もしくは外部不経済をもたらさない。

（６）コミュニティには最適規模が存在する。最適規模のコミュニティにおいて一人あたりの公共財供給のためのコストが最も少なくなる。

（７）最適規模より居住者の少ないコミュニティは一人あたりのコストを低減させるために居住者を増やそうとし、最適規模よりも居住者が多いコミュニティでは居住者を減少させようとする³³」。

この仮説は、あたかも消費者が民間の店舗に必要な商品を買うに行くように、住民が必要なサービスを求めてコミュニティを移動することを示してい

る。そこにおいて、コミュニティは他のコミュニティと競争をしているのである³⁴。なお、この仮説の妥当性を検証する方法は前記の仮説を検討することである³⁵。

「消費者または投票者は完全な情報と一定の選好や完全な移動性をもたない。問題はコミュニティを選択するに際して、人々が実際にどのようにするかである³⁶」。

オ 所有者の志向の不均等

原則として、株主の目的は、企業の総価値の最大化とされる。そして、この目標は変化しないものと見なされている。一方、プリンシパルである国民の政府に対する志向は、多様であり、一定していない。政府機関の目標は政治過程を通して定義されたものである。仮想的である集計された目標は、長期的には絶えず変化する³⁷。

（２）ミッション（使命、任務）

組織はあいまいな目標を避け、不安定な業務や一連の操作上の目標を規定することが必要である。この操作上の目標について、ウィルソンは次のように定義している。

「目標とは、望ましい将来の状態の想定を意味する。そのような想定が実際の状態と明確に比較できるならば、それが操作上の目標である。もし比較ができず、その結果、目標が達成されたかどうかについての証明可能な言明ができなければ、それは一般的な目標である。『税金は総所得の28パーセントの率に合わせる』は操作上の目標である。『公共の利益、利便性、必要性を推進するために放送事業の免許を与える』は一般的な目標である。公的機関が単一、明確な目標をもつことは稀である。それら目的はしばしば一般的でいつも多次元である³⁸」。

例えば、「子どもの教育」とは学校の目標である。その学校の目標から詳細な授業のカリキュラム、試験方法などに言い換えることが、操作上の目標を規

定することである。組織の文化とは不安定な業務の特定と扱い方を理解する見方であるが、ミッションとは組織のメンバーに広く、熱心に保持されている単一の文化である³⁹。

組織が目的に関する明確な考えをもち、それが組織の成員に共有されているとき、ミッションの意識があるといえる。強いミッションの意識があることによって、組織の管理をより容易にし、組織の成員のモラルがより高まることになる。しかしながら、このような組織は変更することが難しくなるのである。また、すべての政府組織がこのようなミッションの意識をもっているわけではない⁴⁰。

組織の目標があいまいな場合、組織の成員間でミッションの意識を共有することが難しくなる。政府機関においては、しばしば複数の目標をもち多様な業務を処理しているため、組織文化が複数になりやすい。その結果、その文化が相互に競合することになり、組織の成員間でミッションの意識を共有することを難しくするのである⁴¹。

(3) 焦点の追求

複数の目標を追求する際のインセンティブコストは重要である。他の重要な業務を断念しても、その業務の一部分に焦点を合わせることが必要である。この焦点を追求することが、エージェンシーに新しい業務を拒否させることになる⁴²。

組織が多様な一連の業務を達成しなければならないのならば、中心的なミッションでないこれらの業務は特に保護する必要がある。このことにより、周辺的な業務は副次的なものでなくなり、ミッションでない業務を処理している有能な職員に出世のコースを提供することになる。しかしながら、複合的な目標を運営していくことは、民間部門と同じく公的部門でもリスクのあることである。管理者が監督することができる異なる業務の量には限界があるのである。また、複合的な業務を担うエージェンシーにおいて、使命の意識を発展させることはないのである⁴³。

(4) 専門家と狭い専門家

ここでいう専門家とは、出世の関心が多少なりとも専門的な環境から決定される職員である。次の狭い専門家とは、出世の関心が組織内部で形成される官僚を指す。使命の意識を展開させるのは、専門家である⁴⁴。

(5) ミッションと自律性

ミッションの強力な意識があるエージェンシーでは自律性が確保されることになる。この自律性を確立する際の鍵となる要因が専門化である⁴⁵。

また、自律性を確保している政府機関では、外部の状況から影響を受けてはならない業務を推進しているという評価を周囲に形成させている⁴⁶。

3 業務と目標

これまで政府機構の主要な特徴を5つの観点からみてきた。本稿の最後に、ウィルソンが業務と目的の関係をどのように捉えているのかを確認することとする。

ウィルソンは、定められた目標によって、政府機関が何をするのかを推論することができるであろうか、と問いかける。例えば、アメリカ合衆国政府マニユアルの連邦通信委員会の項目には、放送事業の規律正しい発展と運用が記載されている。この目標は明確なものとはいえない。この記載における「発展」という言葉は、人によって異なった意味に理解される可能性が高いからである。更に、目標が明確に理解された場合においても、その目標を達成するために他の目標を断念することは反対されるであろう。放送事業の発展における無線放送やケーブル放送、衛星放送の間の利害調整はどのようになされるのであろうか。不明確な目標は、公的機関だけでなく民間の組織においてもみられるものである。あいまいな目標をもつ民間組織における業務は試行錯誤の過程や競争的な環境を通して形成されていくが、存続する組織は必ずしも多くはない。一方、政府機関は通常、サービスの独占的な供給者であり、税金

に基づく歳出予算によって運営がなされている。業務は民間組織と同様に規定されるであろうが、競争的な過程による検証がなされることはない。政府機関を理解するためには、その職場で中核となる職種の職員がどのようにして業務を知るのかを把握することが必要である。政府機関が来庁者や利用者等から良好な評価を受けるかどうかは、その職員の努力次第である。そして、政府機関の構造やインセンティブ、リーダーシップを理解するためには、それらによって影響を受ける行動を知る必要がある。しかしながら、通常、政府機関をこのようには理解しない。政府機関の目標と成果との差及び官僚制の病理について言及することが一般的である。このような見方に意義があるのは、目標が各人に異なった意味で理解されないように明確であり、政府機関にその目標を達成するための行動に制約があるかどうか明示されている場合である⁴⁷。

一方、官僚制の主要な病理について、ウィルソンらは次の5つを指摘している。最初に、複雑な規則や手続きに関するレッド・テープ（繁文縟礼）についてある。第2は、複数の政府機関の間で関係する目標に関する軋轢である。第3は、2つの政府機関が同じ業務を処理する重複に関することである。第4は、業務の必要性やそれを実施する際の費用の検討が伴わない、所管する業務の拡張主義である。最後が浪費である。このような病理現象が発生するのは、業務を担っている職員に適性や能力がないからではなく、そのことが政府の本質だからである。レッド・テープは大規模な組織で発生する現象であり、政府に特有な現象ではない。しかしながら、政府におけるレッド・テープは、公正性や説明責任、国民の政府への接近のし易さに対する法的及び政治的な要求の結果である。これらの要求を満たすためには、規則の制定が必要となり、その規則が形式を求めるのである。軋轢や重複は議会が不完全な数多くの目標の達成を求めることに起因している。拡張主義は追求する目標があいまいであり、その成果の測定が難しい政府機関に見出される。議会によってあいまいな目標を課された政府機関は、しばしばその所管する業務を拡張して変更する。その理由は、ほとんどの場合、あいまいな業務の間隙を利益団体や裁判

所がその政府機関の新たな業務として認めるからである。浪費は民間企業と異なり、政府機関においては費用削減のインセンティブが少ないことに起因する。政府職員がコスト削減を行なっても、その職員にその削減に対する報奨金は出ないのである。しかしながら、政府の無駄使いは誇張や特異な事例であるとの主張がある。物品やサービスの大部分は競争入札の方法で、安価に調達されている。高価な支出と見なされるのは、一社が専有する物品等を購入する場合であるとされている。このような見解があるにもかかわらず、やはり政府には無駄使いと見なされる部分はある。それは、政策的見地から購入先を指定する規則や手続きによるものである。軋轢と重複をなくすには、議会が政策を選択し、それらの優先順位を明確にすることである。しかしながら、そのことを議会が行なうことは難しい。議会は新しい政策が既存の政策と整合するかどうかにかかわらず、古い政策を廃止するよりも新しい政策を実施する傾向がある。拡張主義を監視するには、政府の成果を測定する方策を考案することであろう。しかしながら、そのことも難しい。測定ができない目標を達成するのが、政府なのである。更に、レッド・テープをなくすために規則や手続きを簡単にした場合、政府機関の間の調整が難しくなり、却って軋轢や重複が増加することになる。浪費をなくそうとすると、これまで以上に規則や検査官が必要となり、一層のレッド・テープとなるのである⁴⁸。

注

- 1 Wilson [1989] p. xx.
- 2 Wilson [1989] p. 27.
- 3 Moe [1991] p. 115. 筆者訳。
- 4 Tirole [1994] p. 27.
- 5 Wilson [1989] p.113.
- 6 Wilson [1989] pp.113-115.
- 7 Wilson [1989] p.115.
- 8 一般に、官僚制という用語は人に怠惰、硬直などの悪い印象を与える。しかしながら、この言葉は本来、中立的な用語である。「複雑である」とは、組織において意思決定権限が各部署に分割されていることを意味する (Wilson [2005] p.272.)
- 9 これらアメリカの連邦行政関係の法律に関する訳語については、宇賀 [2000] を参照した。
- 10 Wilson and DiIulio [2004] p. 388.
- 11 Hammond and Knott [1996] pp. 121-125.
- 12 Dixit [1996] p. 95. (邦訳, 133 ページ)。なお、邦訳の引用部分に記載されている要約箇所のページは、筆者が引用を省略した。
- 13 Dixit [1996] p. 95. (邦訳, 134 ページ)。
- 14 Dixit [1996] p. 98. (邦訳, 137 ページ)。
- 15 Dewatripont *et al.* [1999] pp. 199-201
- 16 Dewatripont *et al.* [1999] p. 199.
- 17 Tirole [1994] p. 7.
- 18 新古典派経済学において、「企業は実行可能な生産計画の集合ないしセットであり、それは、スポット市場での投入物と生産物の売買で、所有者の福利を極大化する計画を選択する経営者によって取り計らわれている。福利は通常、利潤によって、あるいは企業の環境が不確実であり利潤極大化があまり定かでない場合には、(おそらくリスクを割り引いた)利潤の期待正味現在価値ないし市場価値によって表されるものであると見なされる」ことになる (Hart [1990] p. 155. 邦訳, 208 ページ)。
- この新古典派経済学における企業概念は「いくつかの極めて明確な弱点をもつ。その理論は、生産が企業内でどのようにして組織されるか、企業のさ

まざまな構成員 その所有者、経営者、労働者、および消費者 間の利害の対立がいかんにして解決されるか、あるいはより一般的に、利潤極大化の目標がいかんにして達成されるかについて説明しない。・・・その理論は企業の構造についてはなにも言わないのである」とされる (Hart [1990] p. 155. 邦訳, 208 209 ページ。なお、太字は引用文献のとおりである。また、引用中における中点は筆者が加入、引用の一部を省略したことを示す。)

一方、こうした考え方とは異なる見方もある。例えば、「本人 代理人理論は、情報の非対称性あるいは観察可能性の問題を包含することによって、異なる経済的行為者間の利害の対立を取り入れる。この理論では、企業は依然として生産の集合と見なされるが、しかし今や、生産の決定は専門経営者によってなされる。彼らは、企業の所有者には観察不可能である行為を選択したり、あるいは所有者にはわからない企業の収益性に関する情報をもっている。さらに、経営者は、所有者の福利以外の目標、例えば役得、安楽な生活、あるいは勢力拡張といった目標をもつと仮定され」ている (Hart [1990] pp. 155-156. 邦訳, 209 ページ)。

- 19 Dewatripont *et al.* [1999] p. 200.
- 20 Wilson [1989] p. 129.
- 21 Wilson [1989] p. 131.
- 22 Wilson [1989] pp. 131-132.
- 23 Wilson [1989] p. 132.
- 24 Wilson [1989] p. 132.
- 25 Wilson [1989] p. 133.
- 26 Wilson [1989] p. 133.
- 27 Wilson [1989] p. 133.
- 28 Tirole [1994] pp.3-4.
- 29 Dewatripont *et al.* [1999] p. 200.
- 30 Wilson [1989] pp. 134-135.
- 31 Tirole [1994] pp.4-5.
- 32 井堀・土居 [1998] 257 ページ。
- 33 小林 [1988] 158-159 ページ。
- 34 Tiebout [1956] p. 422.
- 35 柴田・柴田 [1988] 201 ページ。
- 36 Tiebout [1956] p. 423. 筆者訳。
- 37 Tirole [1994] p.5.

- 38 Wilson [1989] p. 34. 脚注。筆者訳。
 39 Dewatripont *et al.* [1999] p. 200.
 40 Wilson [2005] p.285.
 41 Wilson [1989] pp.95-96.
 42 Dewatripont *et al.* [1999] p. 200.
 43 Wilson [1989] p.371.
 44 Dewatripont *et al.* [1999] p. 202.
 45 Dewatripont *et al.* [1999] p. 202.
 46 Wilson [1989] p. 217.
 47 Wilson [1989] pp.32-34.
 48 Wilson [2005] pp. 291-293; Wilson and DiIulio [2004] pp.395-397.

参 考 文 献

- Dewatripont, Mathias, Ian Jewitt and Jean Tirole [1999] “The Economics of Career Concerns, Part 1: Application to Missions and Accountability of Government Agencies,” *Review of Economic Studies* 66, pp. 199-217.
- Dixit, Avinash K. [1996] *The Making of Economic Policy: A Transaction - Cost Politics Perspective*, Cambridge: MIT Press. (北村行伸訳『経済政策の政治経済学 取引費用政治学アプローチ』日本経済新聞社, 2000年)
- Hammond, Thomas H. and Jack H. Knott [1996] “Who Controls the Bureaucracy?: Presidential Power, Congressional Dominance, Legal Constraints, and Bureaucratic Autonomy in a Model of Multi-Institutional Policy-Making,” *Journal of Law, Economics, and Organization* 12, pp. 119-166.
- Hart, Oliver [1990] “An Economist’s Perspective on the Theory of the Firm,” in Oliver E. Williamson, ed., *Organization Theory: From Chester Barnard to the Present and Beyond*, New York: Oxford University Press, pp. 154-171. (岩田浩訳「企業理論に対する一経済学者のパーспекティブ」飯野春樹監訳『現代組織論とバーナード』文眞堂, 1997年, 207-230ページ)
- 井堀利宏・土居丈朗 [1998] 『日本政治の経済分析』木鐸社。
- 小林良彰 [1988] 『公共選択』東京大学出版会。
- Moe, Terry M. [1991] “Politics and the Theory of Organization,” *Journal of Law, Economics, and Organization* 7, pp. 106-129.
- 柴田弘文・柴田愛子 [1988] 『公共経済学』東洋経済新報社。
- Tiebout, Charles M. [1956] “A Pure Theory of Local Expenditures,” *Journal of Political Economy* 64, pp. 416-424.
- Tirole, Jean [1994] “The Internal Organization of Government,” *Oxford Economic Papers*, 46, pp. 1-29.

宇賀克也 [2000] 『アメリカ行政法 [第 2 版]』 弘文堂。

Wilson, James Q. [1989] *Bureaucracy: What Government Agencies Do and Why They Do It*, New York: Basic Books.

Wilson, James Q. [2005] *American Government: Brief Version*, 7th ed., New York: Houghton Mifflin Company.

Wilson, James Q. and John J. DiIulio, Jr. [2004] *American Government: The Essentials*, 9th ed., New York: Houghton Mifflin Company.

(Received: January 10, 2006)

(Issued in internet Edition: January 31, 2006)